



令和 6 年 2 月 6 日

飯山市長 江 沢 岸 生 様

飯山市国民健康保険運営協議会
会 長 久 保 田 桂 子

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答 申）

令和 6 年（2024 年）1 月 30 日付市環第 338 号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

記

- 1 県が目指す保険税率統一に向けての令和 6 年度の国民健康保険税の改定について
- 令和 2 年度末に県において策定された「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に基づき、県内保険税（料）率統一に向け、今後の被保険者数の変動や事業費納付金の動向に対応するための繰越金（基金）を確保し、国民健康保険特別会計の安定的な運営を図りながら段階的に資産割率を引き下げることが望ましい。このため令和 6 年度の国民健康保険税の改定にあたっては、資産割率合計を現行の 1 1 . 0 0 % から引き下げ、5 . 5 0 % とする。
- 2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について
- 令和 6 年度国民健康保険事業費納付金額の減額等により剰余金が生じた場合は、国民健康保険特別会計の基盤安定に資するため、基金積立等に充てられたい。
- 3 付 記
- 上記 1、2 より、改定後の医療保険分、後期支援分、介護保険分に係る資産割率については、別紙に記載の率が適当と考えられる。なお、県が示す納付金額が令和 6 年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定時期は令和 6 年 4 月 1 日とされたい。

（別紙）
国民健康保険税の課税額について （令和 6 年 4 月 1 日～）

医療保険分	区分	改定税率（額）	現行税率（額）	税率等の差
	所得割率	6 . 9 0 %	6 . 9 0 %	0 . 0 0 %
	資産割率	3 . 0 0 %	6 . 5 0 %	△ 3 . 5 0 %
	均等割額	2 0 , 0 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円	0 円
	平等割額	2 0 , 1 0 0 円	2 0 , 1 0 0 円	0 円
後期支援分	区分	税率（額）	税率（額）	税率等の差
	所得割率	3 . 4 5 %	3 . 4 5 %	0 . 0 0 %
	資産割率	1 . 5 0 %	3 . 2 0 %	△ 1 . 7 0 %
	均等割額	9 , 8 0 0 円	9 , 8 0 0 円	0 円
	平等割額	9 , 7 0 0 円	9 , 7 0 0 円	0 円
介護保険分	区分	税率（額）	税率（額）	税率等の差
	所得割率	2 . 6 0 %	2 . 6 0 %	0 . 0 0 %
	資産割率	1 . 0 0 %	1 . 3 0 %	△ 0 . 3 0 %
	均等割額	7 , 5 0 0 円	7 , 5 0 0 円	0 円
	平等割額	7 , 0 0 0 円	7 , 0 0 0 円	0 円
合 計	区分	税率（額）	税率（額）	税率等の差
	所得割率	1 2 . 9 5 %	1 2 . 9 5 %	0 . 0 0 %
	資産割率	5 . 5 0 %	1 1 . 0 0 %	△ 5 . 5 0 %
	均等割額	3 7 , 3 0 0 円	3 7 , 3 0 0 円	0 円
	平等割額	3 6 , 8 0 0 円	3 6 , 8 0 0 円	0 円